

岐阜県公報

第 六 百 六 号
令和 七 年 七 月 十 一 日
(金曜日)

目 次

○岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(環境管理課)三〇七^{ページ}

告 示

○道路の供用開始
(道路維持課)三〇八

訓 令

○岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令
(人 事 課)三〇八

規 則

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第五十九号

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成十八年岐阜県規則第二百八号）の一部を次のように改正する。

別表第一カドミウムの項中「K〇〇二（以下「規格」という。）五十五・二、五十五・三又は五十五・四」を「以下「規格」という。）K〇二二三の十四・三、十四・四又は十四・五」に改め、同表全シアン^{シアン}の項中「三十八に定める方法（規格三十八の備考十一及び三十八・一・一に定める方法を除く。）」を「K〇二二の九・三・二若しくは九・三・三の蒸留操作を行い、規格K〇二二の九・四、九・五、九・六（ただし、蒸留操作は、装置にて行わない。）若しくは九・七の分析を行う方法」に改め、「付表二」の下に「（蒸留操作は、装置にて行う。）」を加え、同表有機燐^{有機燐}の項中「昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表一に掲げる方法又は規格三十一・一に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトン^{メチルジメトン}にあつては、昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表二に掲げる方法）」を「規格K〇二二の七・二・一及び七・二・三に定める方法又はパラチオン^{パラチオン}、メチルパラチオン若しくはEPN^{EPN}にあつては、規格K〇二二の七・二・一、七・二・二及び七・二・五若しくは七・二・一及び七・二・六に定める方法（ただし、規格K〇二二の七・二・六に定める方法により測定する場合において、規格K〇二二の七・二・二のクリーンアップを行

うときは、規格 K〇一〇二四の七・二・二に定める操作とする。」に改め、同表鉛の項中「五十四」を「K〇一〇二三の十三・二、十三・三、十三・四又は十三・五」に改め、同表六価クロムの項中「六十五・二（規格六十五・二・七）」を「K〇一〇二三の二十四・三（二十四・三・七）」に、「六十五・二・六」を「K〇一〇二三の二十四・三・二」に、「日本産業規格」を「規格」に改め、同表砒素の項中「六十一」を「K〇一〇二三の二十・二、二十・三、二十・四又は二十・五」に改め、同表アルキル水銀の項中「付表三」を「付表一」に改め、同表ジクロロメタンの項、四塩化炭素の項、一・二ジクロロエタンの項及び一・一ジクロロエチレンの項中「日本産業規格」を「規格」に改め、同表一・二ジクロロエチレンの項中「日本産業規格」を「規格」に、「トランス体」を「トランス体」に改め、同表一・一・一トリクロロエタンの項から一・二ジクロロプロパンの項まで及びベンゼンの項中「日本産業規格」を「規格」に改め、同表セレンの項中「六十七・二、六十七・三又は六十七・四」を「K〇一〇二三の二十六・二、二十六・三又は二十六・四」に改め、同表ふつ素の項中「三十四・一（規格三十四の備考一を除く。）若しくは三十四・四」を「K〇一〇二二の五・二及び五・三、五・二及び五・四」に、「日本産業規格」を「規格」に、「に定める方法又は規格三十四・一・一 c」（注②第三文及び規格三十四の備考一を除く。）に定める方法「を」五・二（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。」に、「昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表七に掲げる」を「五・五又は五・二及び五・六に定める」に改め、同表ほう素の項中「四十七・一、四十七・三又は四十七・四」を「K〇一〇二三の五・二、五・五又は五・六」に改め、同表一・四ジオキサンの項中「付表八」を「付表七」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 令和七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に改正後の別表第一の規定により行われた土壌分析又は土壌検査は、改正前の別表第一の規定により行われた土壌分析又は土壌検査とみなす。

告 示

岐阜県告示第三百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年七月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
一般国道	三百三十三号	揖斐郡揖斐川町長良字村之内一三七番一地先から同 郡 同 町 同 字 同 一四二番四地先まで	五・二	令和七・七・二	令和四・二・二 令和七・五・三

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十六号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
庁中一般各現地機関

令和七年七月十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三医療福祉連携推進課の表七の項部長専決事項の欄第一号中「第七条第一項」を「第三条第一項」に改め、同欄第二号中「第七条第三項」を「第三条第三項」に、「第十五条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同欄第三号中「第十三条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同欄第四号中「第十四条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同欄第五号中「第十四条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同欄第六号中「第十四条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同欄第七号中「第十四条第四項」を「第十二条第四項」に改め、同欄第八号中「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

別表第三私学振興課の表十二の項部長専決事項の欄第一号中「第七条第一項」を「第三条第一項」に改め、同欄第二号中「第七条第三項」を「第三条第三項」に、「第十五条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同欄第三号中「第十三条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同欄第四号中「第十四条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同欄第五号中「第十四条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同欄第六号中「第十四条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同欄第七号中「第十四条第四項」を「第十二条第四項」に改め、同欄第八号中「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

別表第三農産園芸課の表十三の項部長専決事項の欄第一号中「第七条第一項」を「第三条第一項」に改め、同欄第二号中「第七条第三項」を「第三条第三項」に、「第十五条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同欄第三号中「第十三条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同欄第四号中「第十四条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同欄第五号中「第十四条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同欄第六号中「第十四条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同欄第七号中「第十四条第四項」を「第十二条第四項」に改め、同欄第八号中「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

別表第三林政課の表四の項部長専決事項の欄第一号中「第七条第一項」を「第三条第一項」に改め、同欄第二号中「第七条第三項」を「第三条第三項」に、「第十五条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同欄第三号中「第十三条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同欄第四号中「第十四条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同欄第五号中「第十四条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同欄第六号中「第十四条第三項」

を「第十二条第三項」に改め、同欄第七号中「第十四条第四項」を「第十二条第四項」に改め、同欄第八号中「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

附
則

この訓令は、令和七年七月十一日から施行する。

令和七年七月十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社